

件名	愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例及び愛媛県県立博物館設置条例の一部を改正する条例
主管課	生涯学習課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>1 愛媛県立中央青年の家の機能拡充及び名称変更</p> <p>(1) 目的及び事業の変更</p> <p>改正前「共同生活を通じ心身ともに健全な青少年を育成するために必要な教育の実施」</p> <p>改正後「共同生活を通じ心身ともに健全な青少年を育成し、<u>家族、青少年等の触れ合いを図り、及び県民の生涯にわたる学習活動を支援するために必要な青少年の研修の実施並びに家族、青少年等の交流の機会及び県民の生涯にわたる学習活動の場の提供</u>」</p> <p>(2) 名称の変更</p> <p>改正前「愛媛県立中央青年の家」</p> <p>改正後「えひめ青少年ふれあいセンター」</p> <p>2 指定管理者制度を導入する施設の追加（4施設）</p> <p>(1) 教育機関（愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・えひめ青少年ふれあいセンター ・愛媛県生涯学習センター <p>(2) 博物館（愛媛県県立博物館設置条例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県総合科学博物館 ・愛媛県歴史文化博物館 <p>3 指定管理者の指定の手続を追加</p> <p>愛媛県県立博物館設置条例に、指定管理者の指定の手続について規定する（管理の基準及び業務の範囲は個別条例で対応）。</p> <p>(1) 申請</p> <p>申請書に管理計画書その他教育委員会が定める書類を添えて、指定期日までに提出</p> <p>(2) 選考基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理の業務を適正かつ確実に行うことができるもの（必要条件） ・施設の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるもの（比較条件） <p>(3) 公表・公示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請手続については、あらかじめ公表する。 ・指定管理者の指定、指定の取消し又は業務の停止を命じたときは、遅滞なく公示する。 	
施行日	平成21年4月1日（1については、平成20年4月1日、3については公布日）
<p>【その他参考事項】</p> <p>既に指定管理者制度を導入している教育機関（1施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県武道館 	

